

に調整できるような、地域に合ったような条例に変えてほしい。特にそこは要望しておく。田園住宅なんかも非常にいいが、道路規制が非常にきつかったりという問題がある。何はともあれ、地域の過疎化とかコミュニティーが崩壊するような制度ではなくて、少なくとも、そういう地域については、今の人口よりもふえるような環境づくりをしていって、地域の活性化をしていかないことにはまちづくりにならないので、特に調整区域についても、細部については担当といろいろ細かい部分をまた相談したいが、ぜひ、はっきりした方向を出してもらいたいと思っている。いずれにしても、私は、まずは新市一体のまちづくりが基本だと思っている。そういう中で、2制度というか、市街化区域によっても違う制度を導入する、調整区域によっても地域に合ったような制度を導入する、ぜひ、こういう考え方で進めてもらいたい。

○阿部委員長　　小林委員より求めのあった資料ができ上がっているので配付させる。

○小林（正）委員　　冒頭、資料請求をしたが、今、お手元に配付されている4枚のペーパーである。私の質問は、都市マスに関して、県と市の都市マスがそれぞれあるが、線引きとの関係がどうなっているのか。実は6月議会の本会議で、県の都市マスがすごく強調されていたので、それに非常に興味を持って、今から議論していきたいと思う。

まず、今、配付された4枚のペーパーをごらんいただきたい。1枚目は県都市マスの関係だが、今回、第6回の線引き問題に関して、旧3町に関する箇所が線引き問題で県の都市マスであるのかを明らかにするために資料請求した。

1枚目の下段3行、「なお、市町村合併や、……生活圏域の変化が生じた場合、必要に応じて都市計画区域の再編を検討します。」と記載されている。これは区域の再編ということで、区域区分と区域の再編というのは違う概念だと思うので、この点について説明してほしい。

○古川都市計画課長　　県の都市マスタープランの中に掲げている都市計画区域及び区域区分に関する方針、都市マスタープランというのは、県全体の都市づくりの方針を掲げてある。そういう中で、こういう方向性、津久井地域あるいは県全体で5つぐらいの圏域を想定しており、この地域

は県央地域の中に入っている。そういう中で、環境と共生した都市づくり、そういう大きな枠での方針が示されている。現在ある都市計画区域については、合併あるいは生活圏域が変化した場合は、必要に応じて再編という基本的な方向を示している。具体的に、この内容について検討するに当たっては、それぞれの市町村の実情、あるいは線引きについては、これと違って、整備、開発、保全の方針という都市計画区域におけるマスタープランがある。都市マスという全体の方向を見据えた中で、次に具体的な考え方を示していくということで、実際に都市マスについては、線引きをする、しないというような具体的な表現では掲げていないと承知している。

○小林（正）委員　　本会議で、いかにも県の都市マスの関係があるから、この線引きが必要だと強調した答弁があったので、そこに関心を持ったが、明らかに1枚目のペーパーの中では、県の都市マスでは線引きの具体的記載はない、これは事実確認できるか。

○古川都市計画課長　　県の都市マスタープランにおいては、どこを線引きするとかしないとかという表現は、具体的には掲載されていない。

○小林（正）委員　　そうすると、本会議で、ないことをあるかのごとく答弁したことになるが、いかがか。

○古川都市計画課長　　県の都市マスは、都市計画区域、区域区分に関する基本的な考え方をうたっており、そういう考え方に基づいて、それぞれの市町の実情に合わせて検討していくということで、マスタープランの中で基本的な方針を定めて、それに従って、各市町がいろいろ線引き等にかかわる考え方で案をつくって検討していく形になると考えている。

○小林（正）委員　　こういったものは極めて精密に書いてあるはずで、「区域の再編を検討します。」と書いてある。区域区分の内容について、これを線引きするとは書いていないことは明らかである。確認した。

再度聞くが、本会議ではっきり、県都市マスに言及して、それが前提で、今回、線引きが生じたと、議事録が手元にないので言えないが、皆さん方の記憶にまだ新しいところだと思うので、そのことについて肯定するのか否定するのか、この線引きはないということだと、論理的に、その答弁は間違った、根拠のないものだったとなるが、いかがか。

○高部まちづくり計画部長　　本会議の際に答弁したが、県の都市マス

タープランの中では、市町村合併等の生活圏域の変化が生じた場合には、必要に応じて都市計画区域の再編を検討しますということで、現在、相模原市には3つの都市計画区域があるが、この再編を行う、それを検討するというので、旧城山町と旧相模原市の相模原都市計画区域、津久井地域の津久井都市計画区域、藤野町、相模湖町の相模湖都市計画区域の再編を行う中で区域区分を検討するというので、それ以降についても、この考え方に基づいて、神奈川県とは調整を進めている。

○小林（正）委員　　いずれにしても、1枚目のペーパーの中には、線引きについて記載する事実はないということで確認できると思う。

2枚目は、県と本市の調整の経過とか、その際の本市の意見が判明する資料の一切を求めたものである。下段に、「その後、平成19年5月30日付で市に対し、」これは県からの意見照会が都市計画法上必ずある。そこで、「6月30日付で神奈川県へ、次のとおり回答いたしました。」ということで、既に昨年の6月30日に回答として、原文は拡大ということがあったが、これについては変更するなど修正されているが、具体的にどういうことを意味しているのか、修正の理由と、拡大と変更というのは全く違う概念で、これは辞書を引くまでもなく、拡大というのは区域を広げるというプラスアルファの概念だが、変更というのは廃止もあり得る概念である。その点も含めて回答をお願いしたい。

○古川都市計画課長　　県の都市マスタープラン改定に当たって、この中で、県としては、都市計画区域の指定の拡大という表現があったが、本市においては、3つの都市計画区域を再編あるいは統合ということで、変更あるいは場合によっては縮小という考え方、いろいろな想定ができる中で、変更という概念の中で柔軟な対応での表現をしてもらうような形で、この中で県に回答した。

○小林（正）委員　　そうすると、変更という概念の中に廃止が入ると私は理解しているが、具体的にマルなのかバツなのか。

○古川都市計画課長　　この中では、基本的に、廃止ということは考えていない。やはり、変更という中での統合という意味合いで考えている。

○小林（正）委員　　そうすると、この文章表現で回答した趣旨としては、廃止は考えていないが、3つの都市計画区域の縮小とかは考えていた

ということになるが、それでいいか。

○古川都市計画課長 いろいろな視点で検討が必要ということで、こういう表現で回答したわけで、特に縮小を前提に検討しているという意味合いではない。

○小林（正）委員 今、縮小を否定するような回答があったが、縮小というのは、面積を変更させる、マイナスの概念だから、今、廃止はないが縮小はあると説明してもらって理解していたが、最後の回答は縮小もないということになるが、いかがか。

○古川都市計画課長 この段階において、廃止、縮小、拡大、都市計画区域の見直しにおいては、いろいろある中で、今回は新市一体化のまちづくりを進めていきたいという考え方で今取り組みを進めているので、そういう意味合いで話をした。

○小林（正）委員 3枚目に移るが、（4）市都市マスの今回の線引き問題に関して、旧3町に関する箇所として、線引き問題についてどういふところがあるのかということで、これは一番ポイントになる質問だが、下段に、「現在策定中の「新都市計画マスタープラン」には」これは相模原市の都市マスのことだが「線引きに関する記述はございませんが」ということがある。「線引き」は大変重要であると考えております。」この考えを否定するつもりはないが、線引きに関する記述がないという記述があることについて説明してもらいたい。

○古川都市計画課長 都市計画マスタープランは、都市づくりの基本的な方針、方向性を示す計画となっている。土地利用の方針の中で、新市においては、こういう方向で土地利用を進めていこうと。自然が豊かなところ、あるいは市街地を重点的に形成していかなければいけない、いろいろな形で、マスタープランの中で方向性を示していく。そういう内容を具現化あるいは実施するための手法として線引きというものがあるので、特にマスタープランの中で、ここを市街化区域にする、あるいはここを市街化調整区域にするというような表現で掲載はしていない。

○小林（正）委員 過日の新聞で、この線引きを1年延期した理由の中に、都市マスの関係の整合性とか、そことの一体化のことが言及された報道があった。この点について、関連性はいかがか。

○古川都市計画課長 基本的に、都市計画マスタープランは、都市づくりの土地利用、都市づくりの基本的な方向性を示す計画なので、当然、その計画と連携、整合を図りながら、線引きというものを考えていかなければいけないという考え方で進めている。そういう中で、今、いろいろな計画が一斉にスタートしているという考え方で、横の整合、連携を図りながら進めていくことで考えているので、期間等も含めて、整合、連携を図ってやっていく形で考えている。

○小林（正）委員 市都市マスの中に線引きに関する記述がないことは明らかだが、にもかかわらず、この間の新聞報道では、このことを理由にして1年間延期されたというのが、私は釈然としないということを指摘しておく。

4枚目は、急激な変化を避けるということが合併決定事項であったと思うが、そういった検討内容が判明する資料として請求した。中段には、「ご意見を伺う」という表現がある。そして下段の「次に、ご質問の「急激な変化を避ける」の検討内容が判明する資料について」に関しては、神奈川都市マス、基本的基準ということがあった。それから、現在、市の新都市計画マスタープランがあるわけだが、要するに、「……特性を生かした土地利用が図られるよう、策定に取り組んでいるところでございます。」と、現在進行形の表現である。普通は、急激な変化を避けるための諸方策をあらかじめ想定して、あるいは対策をとって、線引き問題に関して、旧3町に対して、昨年10月から説明に諮られるべきだと、合併協議の決定事項を尊重する立場であれば、あってしかるべきだと当然考えるが、現在、取り組んでいるところでございますということは、英語で言えばINGの表現で、具体的に検討がないことが、はっきり、ここに書いてある。走りながら考えていく。これは昔、朝日新聞の新聞記者がいろいろな本を出している中にもあったが、考え方はいろいろある。考えてから理屈を考える、行動してから……いろいろな形があるが、策定に取り組んでいるところで、すということとは、検討内容を具体的には十分時間をかけてしなかったことがここで明らかになったのではないかと考えざるを得ないが、いかがか。

○古川都市計画課長 都市計画マスタープラン、県のマスタープラン含めて、ここに書いてある土地利用については、調整区域という、市街化

を促進あるいは抑制する、促進と抑制というのがあるが、今回は、その中に、新たに整序するという基本的な考え方を取り入れて、まちづくりを進めていくという考え方を都市計画マスタープランに表現して進めている。実際に、線引きに伴って地域に与える影響については、マスタープランの基本的な整序という方針をとらえて、では、具体的にどういう内容を対応策として考えていくかということで、線引きの対応については、いろいろ検討して、今回、内容について提示している。

○小林（正）委員 合併協議の決定事項の中に、住民の意向を踏まえて検討するという表現があるのも、また事実である。住民の意向把握あるいは確認するための手段として、いきなり説明会に入っていく、これは悪く言えば、見ず知らずのところ長靴で入って行って、押し売りが堂々と話していくという現象に近いような形になると思うが、住民の意向を把握、確認するための手段として、アンケートをとるとか、こういったことから始めるべきだというのが普通のまちづくりの手法ではないかと思うが、この辺は全く想定しなかったのか。合併協議会の決定事項の趣旨を尊重する立場からすると、旧3町の皆さんは、そういったことを望んでいたはずだし、合併協議の当時は、そういったこともあり得ると、住民は安心して旧市を信頼したと思う。その辺についていかがか。

○古川都市計画課長 線引きの内容については、昨年、制度説明、これは市として、昨年1月、県の基本的な基準が示されて、津久井地域を含めた都市計画区域については、統合して一体の都市として整備をしていく、まちづくりをしていくという方向を示した中で、その内容に入る前に、制度説明ということで、市独自の考えで説明したという経過がある。そういう中で、まちづくりを進めていくに当たっては、このたび、いろいろ提言等ももらったが、地域の中で、道路あるいは生活環境のいろいろな課題がある。そういうものを地域としてもいろいろ望んでいる経過はある。そういう中で、今回は、地域の考え方あるいは新市まちづくり計画という合併の中でつくられた計画がある。こういうものを反映して、いろいろまちづくりを進めていかなければいけない。そういう中では、線引き、都市計画の統合が必要という考え方のもとで説明して、理解を賜るような形で進めている。

○小林（正）委員 市の説明として、いろいろな要望があって、都市基盤的な整備の要求に対してこたえるためにはこの線引きが必要だと、これは論理的に一つ筋が通っているが、その前提に、プロミスというか、合併協議の決定事項がある。これを無視して、前へ進めるわけにはいかないのが現実だと思うし、住民の意向を踏まえることと説明会の概念は違うと思うが、いかがか。

○古川都市計画課長 線引きに当たって、住民の意向を聞いて線引きを進めていく中においては、説明会だけではという話もあるが、まずは、こういう説明会、線引きとはどういうものなのか、あるいは効果、都市計画制度を理解してもらうことが必要と考えている。この7月に予定している素案説明会については、閲覧コーナーとか、いろいろな形で、きめ細かな対応で、線引きにかかわる影響について説明して進めていきたい。そういうことが住民の意向を踏まえて進めていくまちづくりになると考えている。

○小林（正）委員 現に今、陳情審査をやっている最中で、旧3町から、凍結、留保あるいは1市2制度という概念を持って陳情が出ているということは、この線引きそのものに対して、大きな不安とか懸念が示されているという認識は行政としてないのか。一時期、線引き問題について、具体的に前へ進む前に、合併協議の決定事項にさかのぼって、そのところを原点にして、旧3町の皆さんと真摯に話し合い、意向を踏まえる過程を今からでもやるべきだと思うが、いかがか。

○古川都市計画課長 昨年行われた制度説明の中で、地域の方の意見、要望等をいろいろ伺っている。そういう中で、地域の方々の不安については、いろいろな面で把握できていると考えている。そういう影響、不安に対するいろいろな施策を展開した中で進めていくことが重要だと考えている。この夏に予定している素案説明会で、そういうことをよく理解してもらえるような説明をし、また、いろいろな要望とか意見を伺って進めていく形でやっていくのが非常に大切かと思って、そういう形で取り組むということで考えている。

○小林（正）委員 昨年10月から説明会をやった。1月に線引きのパンフレットも出て、私も読んだ。旧3町の皆さんも、そういった説明を

十分踏まえた中で、住民の意向としては、1市2制度あるいは凍結、留保を求める陳情が現にここに出ているということは、市の説明に対する理解がされていないのか、あるいは納得していない状況がある。住民の意向は凍結、留保であるという一つの認識がここに出てくるが、行政の認識と議員としての私個人の認識が大きく違えばまた別問題だが、できる限り、そこは共通の認識をしなければいけないということで、くどいようだが、あえて質問する。

○高部まちづくり計画部長　確かに、要望あるいは陳情等もいろいろもらっているので、こういったものについて、私どもも、いろいろ検討している。そうした中で、今回初めて、税等の対応策とか土地利用の整序という考え方で、開発行為をどういうふうに誘導していくのかをここで取りまとめているので、こういったものを住民の方々に提示しながら、将来に向けたまちづくりをどのように効率的に進めていくことが新市一体化のまちづくりにつながるかということで説明しながら、理解を賜りたいと思っている。

○小林(正)委員　今回初めて対応策を取りまとめたということだが、昨年10月から12月にかけて説明会が終わっている。本来は、対応策が先に取りまとめられて、1月の線引き問題のパンフレットに反映されて、そういったものを示しておけば、もう少し検討の余地もあったと思うが、現に、対応策は説明会の中では、ある程度言及されていたと思う。この対応策を取りまとめたところで陳情が2件出ているが、もし、この方たちが、それでも不満だ、単に対応策というような小手先ではなくてと言ったら失礼だが、税金問題あるいはお金の問題ではないと。私は九州の佐賀の出身だが、土地に対する地元の方の意向は、私もふるさとでわかるが、先祖伝来の田畑を子々孫々まで引き継いでいく、土地に対する思想というのはこの思想である。佐賀の思想と津久井田3町の考え方もそう変わらない、土地に対する愛着というのはお金の問題ではないという面が相当あると思う。これはまだ一人一人に聞いたことはないが、多分そういったことがあらわれた結果が、この陳情に表現として、凍結、留保。それはなぜかといったら、先祖代々の田畑が維持できなくなる、悲壮な気持ちで出されたと思う。いかがか。

○古川都市計画課長　　土地に対する考え方は非常に大切に、愛着を持てる土地、土地利用というのは、非常に重要なことだと認識している。今回の線引きについては、津久井地域の方たちの土地の利用、環境、いろいろな形で、土地利用のある程度の許容もしながら環境を守っていく、そういう中でいけば、土地に対する愛着が線引きによって失われるということは考えていない。むしろ、環境の保全に強くつながる点も重要と思っている。土地利用の規制という中で、いろいろな形で対応策も検討しながら、津久井地域のまちづくり、環境を守っていくことが非常に重要と思っている。それが土地に対する愛着につながることも認識している。線引きがまちづくりのすべてを担うということではなくて、線引きをして、まず、まちづくりを出発して、いろいろな視点からまちづくりを進めていかなければいけない、これは非常に重要なことだと思うので、そういうところも踏まえて、線引きでまちづくりが終わるということではなくて、線引きがまちづくりの始まりだという認識で取り組んでいきたいと考えている。

○小林（正）委員　　だったら、合併協議のときに、合併というのは一体のまちづくりだと断言して、だからこそ、合併後は新市一体のまちづくりの観点から線引きをやりますと、なぜ、具体的に合併決定事項の中に盛り込まなかったのか、非常に不可解だし、危惧している。一般論として、今、課長が説明したのは、都市計画の勉強をした者にとっては当たり前の考え方だが、ネックとして合併協議の決定事項があるからこそ、住民の皆さんは納得していないと私は思う。合併協議のときに、きちんと線引きをやりますと。私のふるさと鳥栖市を1市として、周辺の3町が合併協議会をつくった。鳥栖市は首都圏整備法の概念は全くないから、選択制の線引き制度のところだが、合併協議の席上、線引きを提案した。それを聞いて、あるいは提案を受けて、3つの町の町長は、だったら、うちの町の環境にふさわしくないと合併協議会から撤退した。政策判断ができた。あるいは法定合併協議会あるいは協議会の中でも、そういった選択肢があった。どうしてこういうことを詳しく言うかといったら、3つの町のうち1つの町の町長が私の高校時代の後輩で、よく一緒に食事なんかをする。そういう人がちゃんと教えてくれる。鳥栖市から線引きの提案があったから離脱したと、はっきり、そういう話を聞いている。そこが今回の陳情の発震源だ

と思うし、マグニチュードは、かなり高いものだと思う。

1市4町で、議会でも合併問題特別委員会等の議論があったと思うが、当時の決定事項の内容については市も把握していたと思うから、当然、旧町あるいは旧市の特別委員会の議論をきちんと把握した上で、この線引きに入ったと思うが、いかがか。

○古川都市計画課長 合併協議においては、平成16年当時に、その協議が行われていると承知している。その中で、線引きというのは神奈川県が指定する形になっているので、16年度の時点において、18年度に県の線引きにかかわる基本的な方向が出され、20年に線引きを行うという考え方が示されているということで、決定権者は県ということも踏まえて、線引きの具体的な議論はなされなかったと考えている。各協議会、特別委員会の発言は、実施時期について、おおむねの見通しという予測の中での発言があったと承知している。今回、実際に県から基準が示されて、市としての意思決定をした。

○小林（正）委員 旧市でどういう議論があったかは十分把握しているが、かいつまんで言うと、特別委員会でどのような議論があったのか。そのときの答弁として、過日、本会議でも藤井議員が指摘していたが、このことについて、これは本会議の議論の途中での発言ではなくて、きちんとした内容をここで披露してほしいし、私の手元に津久井町のものもある。そこで、旧市と旧津久井町の議事録でどういう展開がされていたのか、その辺をどのように把握しているのか伺いたい。

○古川都市計画課長 特別委員会の中では、県のスケジュールと整合を図り、検討していきたい。目標数値は定めていないが、知事方針が18年度に出る、事務的には20年に線引きが行われるという考え方で、20年では時間的に厳しいという形で、次回の日程をにらんで検討する形で答弁していると承知している。そのほかの津久井地域での協議会においては、非線引き地域について、県の線引き見直し、住民の意向を考慮しながら、例えば10年以内のスケジュールで実施したいと思うとか、あるいは、駆け込みでの今の段階ではなかなか難しい、そういう発言が出されたと承知している。

○小林（正）委員 旧市にしる、津久井町にしる、はっきり言って、

勝手な発言を各町でやったわけではない。執行部の皆さんも、きょうの陳情審査に対して、想定問答集をきちんとつくって、事前に議論をして、こういう質問があったらどう答えようということを、あらかじめ打ち合わせをして臨むわけで、本来、旧市の答弁と旧津久井町の答弁が食い違うはずはない。各町の中でいろいろ違うのは当然のごとく言うが、当時の各町の特別委員の議員、それを聞いた旧町民が、いろいろと、誤解したり、あるいは安心したり、あるいは善意に解釈したり、悪意に解釈したりする。その辺が本当に理解されているのか、合併協議会の決定事項に対して尊重する心があるかないかにかかってくる問題だから、もう1回、課長に、旧市でどのような議論が行われて、ポイントはどこなのか。津久井町ではどういふ議論が行われたのか、失礼だが、本当にきちんと把握しているか。

○古川都市計画課長 相模原・津久井地域合併協議会は平成16年8月に行われたが、この中においては、線引きは合併後に住民の意向を踏まえて検討すると理解しているが、住民の意向とは、都市計画審議会あるいはそういうものの議決のことかという質問、線引きについては相模原市に沿って進められるのかという質問等があった。当時の都市部会長の回答だが、20年3月に県の線引きの告示がその時点において予定されている。これに対しては、時間的には間に合わないのではないかとということで、5年ごとに見直す形になっているので、県の線引きの見直し時期をとらえて検討していきたいという回答が一つある。

もう一つは、非線引き地域と県の線引きの見直しは10年というスケジュールというような発言も承知している。

藤野町合併協議会は平成17年10月に行われたが、この中においては、都市計画区域の指定の基本的な考え方は、合併した場合は、広域的な視点で行政を行うことを目的とする、この合併の趣旨からも、原則として、一つの都市計画区域で一体で整備することが望ましいという回答をしている。その中では、合併協議会の中にもあるが、一つの都市計画として、地域の特性によっては複数も考えられるという発言もしている。そういう考え方で、新市において検討するという大前提と、20年という県が予定している線引きについては、藤野町の合併協議会においては、第6回の線引き見直しで実施するか否かを検討していくという答弁もしている経過がある。

○小林（正）委員　　今、私が言及したのは、旧市の合併問題特別委員会の議事録、旧津久井町の合併問題、実は私、調査の中で、当時の議事録を事前に入手した。事務局に急に印刷を求めるのは酷だと思うので、あらかじめ、私が15部ほど印刷してきた。今後、この内容についても言及せざるを得ないと思うので、委員長に、この委員会の場で、委員の皆さんが共通認識するために配付の許可をもらえればと思う。そして、その中で議論を進めていきたい。というのは、旧相模原市あるいは旧城山町の議員は、線引きは当然のごとくだと理解するのは当然のことだと思う。私も城山町の線引き済みのところに住んでいるから、このことは共通の認識でいるが、合併協議の決定事項がなければ、都市計画課長の答弁、何ら問題ないと思うので、そういったことを含めて、当時、どのような議論がなされて、執行部からどのような説明があったのかを、原点に返って、この場の陳情審査の中で生かさなければ、私は、この2つの陳情に対して、きちんと審査する道にはほど遠くなると思うので、ぜひ、審査に寄与する立場から、資料配付を許可してもらえればありがたい。

○阿部委員長　　小林委員に一言申し上げる。基本的にこの場は言論の場なので、資料がなくても当然できるような質問だと判断しているが、熱い気持ちで、先ほども資料配付したので、この後、休憩をとるので、そのときに各委員には配付するが、それはあくまで参考資料ということで、前提ではなくて、そのような扱いとする。また、より深い審査のために資料配付等も有効かつ必要な場合もあることは理解するし、委員各位がその力を存分に発揮してもらえよう、委員長としても全力で務めるが、委員会の運営や議事録を読む市民、委員会を傍聴している多くの市民などにとっても、よりわかりやすく誤解のない理解をしてもらうためには、あらかじめ準備をしたり、対応があったり、運営についても検討が必要になる。このことは理解してもらい、今回は熱い気持ちで、また、このような場で発言があったので検討できなかつたので、委員長の采配で許可したが、今後は、委員長まで事前に相談してもらおうように一言申し上げる。

休憩する。

午前11時05分 休憩

午前11時25分 開議

○阿部委員長 再開する。

○小林（正）委員 今、皆さんのお手元に、委員長の許可をもらった上で、資料として配付させてもらった。それも参考にしながら質疑していきたいが、まず、陳情書に「1市2制度」という言葉があるが、聞きなれない言葉だと思う。このことについて、市の理解等の説明をもらえればと思う。

○古川都市計画課長 陳情の中での1市2制度というのは、現行制度をそのまま継続しながら、2つの制度の中でまちづくりを進めていくような考え方ではないかと理解している。本市の考え方については、都市計画の線引きというのは、まちづくりを行う根幹、ベースとなる制度と考えており、新市一体化のまちづくりを進めるに当たって、まず、一つの市として、ベースとなる土地利用のルールを統一し、その中で、津久井地域の特性に応じた対応を個々に、その制度を使いながらやっていきたいと考えている。

○小林（正）委員 それでは、資料に基づいて具体的に質問していきたいが、先ほど線引きの中で、10年後とか、5年後とか、次々回の線引きの認識について、あるいは予想という発言もあり、説明ももらった中で、旧相模原市の合併問題特別委員会の議事録を見ると、宮崎企画部長、当時、この肩書で説明のための出席者として登場している。それから、内田という方が2名いるが、1人は県の職員だと思う。田所広域行政担当部長、尾崎都市計画課長もいる中で、藤井議員の質問に対して、尾崎都市計画課長はどのような答弁をしたかというところ、2枚目に、合併時に市の制度に統合すると、規制の急激な変更が出てくる。そういう中で、住民の意向を確認しながら、今後どうすべきかについて検討していきたいと考えている。一定の時間もかけて検討する意味かという藤井議員の確認に対して、それを否定していない。当時の尾崎都市計画課長は、このように言っている。目安を5年とか10年とかいった形で数値目標は定めていない。事務的に考えると、平成20年で線引きというのは時間的にかなり厳しい。住民の皆さんの意向を確認するにしろ、かなり厳しいだろう。そういう中で、おおむね5年ごとに線引きの見直しが行われているが、平成25年か、もう少し

先になるかわからないが、次々回での線引きの日程をにらみながら検討していきたいと考えている。次々回ということは、今回ではなく、平成25年度の次々回という解釈になるが、その意味について確認したい。

○古川都市計画課長 この合併特別委員会は平成16年7月に開催している。線引きについては、18年度に県の指針が出る。それで、事務的に20年というのは19年度という形になろうかと思う。そういう中で、短期間では時間的にはかなり厳しいだろうという発言だと思っている。今回、線引きについては、神奈川県が若干おくれて、19年1月に基本的な方針が示された中で、21年3月、県下一斉ということで、今、作業を進めている。さらに、本市においては、津久井地域に初めて線引きをするという地域の実情、あるいは地域の方にいろいろな説明が必要ということで若干猶予をもらって、22年3月ごろを目途として進めていきたいということで、当時と時間的にずれがある。そういう中では、20年ということではなくて21年、そういう時間的なずれもあるので、今回の見直しの中で進めていくことも可能と考えて作業を進めている。

○小林（正）委員 当時、平成25年、次々回ということ为前提にした説明をしていたことは間違いないと思う。そうすると、今やろうとしていることは、非常に間近な問題として鮮明になる。ここで言われていたことを前提に、住民あるいは当時の市会議員も理解していたはずである。このことについて本会議で問題にしたのは藤井議員だけだが、私は非常に問題だと感じている。状況が変わったわけでも何でもない。要するに、1年ずらせば、この問題は約束を、あるいは答弁の整合性が出てくるかといったら、決してそうではないと思うが、いかがか。

○古川都市計画課長 この合併問題協議会では、おおむね5年ごとに線引きの見直しが行われているが、今回ではなくて、先になるかわからないがという一応の見通し、あるいは想定発言ということで、こういう日程もにらんで検討していかなければいけないという発言だったと考えている。

○高部まちづくり計画部長 実施時期については、各協議会の時点、あと、協議会の答弁も微妙に、例えば次々回とか、10年後とか、5年後とか、いろいろな話があるが、合併協議会のいろいろな予測で、そのとき

の担当者が答弁しているが、合併協議会の議論としては、あくまでも新市において検討するというので、いつという詳細な実施時期についての検討はしていない。そういう中で、当時と状況が変わっているのは、県の作業がずれ込んでおり、現在、21年3月を県下一斉のスケジュールでとらえているが、私どもは、もう1年延ばしてほしいとお願いしており、おおむね、県とはその方向で調整しつつある。

○小林（正）委員　法定協議会の公式の席上の発言では、先ほど言われたとおりだと思うが、これはどうしてそういう前提になるかといったら、各議会で、特別委員会の議員に対して執行部がそういう説明をしているから、そうだという前提で質問がなかっただけで、1年ずらせば、それが解消できるというものではないと思うし、いつという時期は法定協議会の中で出なかったという発言は、はっきり言って、各協議会で行政担当者からそういう説明を受けて、そういうものだろうという理解のもとに法定協議会に出ているから、そういう前提の議論がないのは当たり前で、執行部が誤解を招くような説明をしたことは紛れもない事実だと思うが、いかがか。

○高部まちづくり計画部長　私どもも議事録を見て、城山町の特別委員会の議論も読んだ上だが、いずれも、まず、20年3月を目途としているということで、20年3月という中では、市民の理解をもらって、線引きを行うのは、なかなか難しいだろうという予測である。そういう中で、今回、県の方で1年延びたことと、1年ということではなくて、横浜市とかの状況を伺うと、もう1年延ばしてもらえそうだというので、もう1年、時間をもらって、今回の線引きは進めている。そういう意味で、それぞれの協議会の会議録を見ると、非常に不確かな表現になっていると思う。はっきりと、次々回といった論議ではなかったと承知している。

○小林（正）委員　私は、議会での執行部の答弁というのは、ある程度、重いものだと理解している一人である。それがいとも簡単に否定される、あるいは予測発言、執行部の発言と競馬の予想屋の発言は違う意味合いがあると思う。それなりの検討をした上での予測、客観的な蓋然性があるって答弁していると思うので、この点については、予測発言といえども、やはり、議会では論議の対象になる、あるいは市民に与える影響は強いものがあると指摘しておきたい。

調整方針一覧の中に参考という資料がある。土地利用の取り扱いの考え方について説明してほしい。

○古川都市計画課長　　市町村が合併した場合の都市計画区域の指定については、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として、一つの都市計画区域を指定し、一体の都市として、総合的に整備、開発、保全することが望ましいと書かれている。後段に、しかしながら、一つの都市計画区域を指定することが困難である場合は、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定していくことも考えられると述べている。本市としては、上段に掲げている合併の目的の趣旨でもあることから、原則として、一つの都市計画区域を指定して、一体の都市として、整備、開発、保全をしていきたいという考え方で、今、都市計画を進めている。

○小林(正)委員　　今、区域の数の問題について説明してもらったが、では、このことについて津久井町ではどのような議論がされたかということ、必ずしも、そうではないような議論になっている。同じ平成16年7月30日の議論だが、11ページの上の段、当時の助役の発言だが、時期についてどういうふうに言っているかといったら、将来的にどうかということですが、県の方針のことがありまして、この6回の見直しの範囲という形で動いているけれども、ここは当然、そういう検討の対象には、ちょっと難しいだろうということですよ。だろうということですよということ、自分の判断ではなく、どこかで聞いてきた伝聞的な表現である。これはどこかで確認したということである。今、その方はこの場にはいないが、それから、その向こうといいますが、10年向こうのことを想定された議論をされています。そして、10年後の向こうには、人口減少、人口フレーム自体が大きく変わっていく。今、線引きは考えていない。この方針を基本にして取り組んでいくということを御理解いただくという中で、当時の中島議員は下段のところ、線引きの見直しを政令市のことに関して言及して、都市計画区域を指定することも考えられるという、複数の都市計画区域、政令市の関係で言及している。そういう中で、当時の助役はどのように答えているかということ、12ページの上のところ、ともかく28ページの取り扱いの基本的考え方、後段の1国2制度の関係が大変重要な考

え方だろうと思いますので、こうした点が一つの基本的な考え方になるということで、ひとつこの点は御理解いただきたいと、このように理解をさせている。

さらに14ページ、別の資料の下段のところ、要するに、「線引き等はここではしないわけですから、で、将来その中でも、これから10年向うへいった時には、もう人口もフレーム方向ではなくね、いくなれば線引き制度そのものが今、見直されている方向へいくわけですから、それは、あの前回の土地利用の関係での方針が出てるわけです。」ということで、これは土地利用のことを言っている「ご理解いただきたい」と。要するに、10年間線引きしなければ、人口フレームの問題の視点があるから、減少地区には線引き問題なんかは課題になることはないだろうという認識を、この助役はして、津久井町の市町村合併問題特別委員会でそういう説明をしているのが、この議事録のポイントだと思う。要するに、助役の説明はどういうことかということ、時期的なことに言及して、合併後10年後は線引きしない前提であると。28ページにあった土地利用の方針に関しては、線引き制度そのものが見直しの方向に行くという認識をしている。今考えると、これは津久井町議会の特別委員会の皆さんに誤解を与えてしまった結果になっているのではないか。当然、政令市の関係では、こんなことはあり得ない。先ほど、当時の議事録を都市計画課長が見たと言ったので、この点について当時の助役に確認して、どういうことだったのか説明してほしい。

○古川都市計画課長 この議事録について、当時の助役には具体的に確認していないが、平成16年当時においては、将来的なまちづくり、要は都市構造、そういうものは、だんだん変化の時代になってくる。人口も減少傾向にあるということで、今まで、線引き等も含めて、こういう都市計画を進めてきている中で、これから方向を転換する時期になってくるだろうという考え方、想定のもとで話をしていると考えている。

こういう中で、県の第6回の線引き見直しにおいては、時代背景もいろいろ踏まえて、6回目あるいは次の7回目というのがあるが、人口フレームを今後どうとらえていくのか、この段階では、そういう方向性がまだ出ていなかった。そういう中で、今回、第6回については、人口フレームを視점에置いて線引きの見直しという方向が出ているということで、県から

示された基本的な基準をもとに、市町村が原案を策定していくということが一つとしてある。この発言というのは、将来の見通し、こういうことがいろいろ考えられる、こういう変化が考えられる中で、こういうものを見据えた中で、やはり、時間軸ということも見据えて、合併後のまちづくりについては検討していかなければいけないということでの発言だったと理解している。

○小林（正）委員 要するに、助役の言っていることを一言で言うと、議員に対して、10年後は線引きなんてあり得ない、だから安心してくださいということの説明している。それを理解してほしい。

それから、旧市の資料10ページ、11ページ、12ページということで横でコピーしているが、調整方針の区分で、現行のまま存続と、合併時に統合とか速やかに統合、段階的に統合、廃止の方向で調整、懐かしい言葉が出てくるが、廃止はわかる。現行のまま存続と、段階的に統合と、速やかに統合と、合併時に統合——合併時に統合は、今回、線引きをしていないので説明は要らないが、この違いについてどのように認識しているのか確認したい。

○古川都市計画課長 線引きの件については、決定権者は市ではなくて、神奈川県が県の方針に基づき決定している。そういう中で、今回話しているのは、決定権者の時期、意向等がまだはっきりしない中では、それぞれの内容で、合併の統合あるいは何年以内というものとは、線引きについては違う形で、現行のまま新市に引き継ぐという形で調整した。

○小林（正）委員 都市計画法の15条に基づいて、県が都市計画決定、いわゆる線引きの決定権者として説明をもらった。これは当時もそうだったし、当たり前なことだが、だったら、平成15年当時の協議の時点で、線引き問題について、こういう決定をすること自体が県の方針——県が決定者だから、合併協議の協議事項なんて、なり得ないはずである。それを決定事項にしたことは論理矛盾だと思うが、いかがか。

○古川都市計画課長 決定権者は県だが、基本的な基準に基づいて市が案をつくる。市では、その案をつくるに当たって、市としての将来の土地利用の方針、いろいろなものを勘案した中でつくっていく。そういう中で、線引きについてはこういう考え方という形で述べたものと理解してい

る。

○小林（正）委員　　市と県で協議をするということだから、具体的、実態的な線引き自体の中身は、やるかやらないかも含めて市がつくるということである。先日の議会答弁では、県の都市マスが云々と言ったが、責任はあくまでも市にある。確かに、都市計画法上は15条で県が決定することになっているが、中身的に、つくるのは市であることを確認しておきたい。

速やかに統合と段階的に統合、時期的なものも含めて、この違いを説明してもらいたい。

○古川都市計画課長　　線引きに関して言えば、市が案をつくるが、基本的には、県の基準が出た中で、それに沿った形でつくるので、現行のまま新市に移行して、その後、検討していくことになっている。速やかに統合あるいは段階的に統合というのは、旧町が持っているそれぞれの制度についていろいろ検討した中で、速やかに統合するのが妥当なもの、あるいは段階的にやっていくもの、それは協議の中で決定したものと理解している。

○小林（正）委員　　28ページの土地利用の取り扱いについての上段の調整方針一覧に1、2、3と番号があって、都市計画の調査研究とか指導、推進については、合併後3年以内に策定することで時期が明示されている。2と3については検討するということである。速やかにやるのか、段階的にやるかというのを比べてみると、3年以内に策定するという、10ページの都市計画の調査研究というのは、段階的に統合となっている。④のところに黒い印がある。ということは、3年以内に策定するのは、段階的に統合するということである。要するに、3年間でやるが、現行のまま存続するというのは、逆の解釈をすれば、3年以内にはやらないということである。それを3年以内に、城山が合併したのが平成19年3月、18年3月があれだから、3年以内にやるということを、ここに段階的に統合と、都市計画の調査研究と全く同じ時期にやろうとしている。これは約束違反ではないか。こういうことがこの調整方針の中でも明らかになるが、いかがか。

○高部まちづくり計画部長　　1番については、確かに、合併後3年以

内に策定するという事なので、今、そのようにしている。2番、3番については、現行のまま新市に引き継ぎ検討するという事で、実施時期については定めがなかったので、私ども、いつがいいかということでいろいろ検討した上で、従前から説明したように、第6回の線引きにおいて実施することが望ましいだろうということで、今回、進めている。

○小林（正）委員 時期の問題は午後に議論したいと思うが、28ページの参考のところが趣旨を聞きたい。この文言だけから見ると、区域を指定することで、複数区域ということだけで書いてあるが、この根拠は、参考した図書とかはあるか。それと、指摘しておくが、昔の建設省の赤本が改訂されて、都市計画要覧ということで出ているが、その中に都市計画の指針というのがあって、既に人口フレームのことは平成15年度の時点の要覧に載っている。詳細には毎年変わってきているが、そういう中で、この参考の表現は、どのように位置づけて、どこから引っ張ってきたのか伺いたい。

○古川都市計画課長 土地利用の取り扱いの考え方については、都市計画法を補完する形で、国が運用指針を策定している。この運用指針の中の表現を使って、参考として掲載したと理解している。

○小林（正）委員 都市計画法の運用指針という回答をもらった。これは平成15年当時の運用指針だったら、それはそれで理解できる。その後どのように変わってきたか。

○古川都市計画課長 運用指針というのは、その前は通達、そういう中でいろいろあったが、統一して運用指針という形で出ていると理解しており、この内容については、平成15年当時と、この表現は変わっていないと理解している。

○小林（正）委員 今、変わっていないという答弁だが、私も手元に、この左側、図形のところにあるが、変わっていないというのは、一部変わっていない、けど、変わっているところもある、ただしというところがある。カラーコピーしてきたものがあって、これに基づいて質問するが、平成15年度版は、要するに、線引き問題の関係でどういうふうに表現しているかといったら、「市町村が合併した場合の都市計画区域の指定は」云々ということで、(2)のところ、①、②がある。要するに、この参考

に書いてあるような表現に近い表現がある。もっと具体的に言うと、一体化が望ましいが、地域的特性に相当な差異がある、一体の都市として整備するのが困難であることなどにより、一つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に一体の都市計画が成立後は適切な区域ごとに複数の都市計画区域を指定することも考えられる、例えば云々と。例えば、区域区分を行っている都市計画区域を有する市町村と——区域区分ということは、線引きのことを想定している。単に区域区分ではない。ここでいう区域区分というのは線引きのことである。そこは理解してほしいと思う。要するに、線引きを、「例えば」のところ、いま一回読む。区域区分のことを線引きと言うとわかりやすいが、例えば、区域区分（線引き）を行っている都市計画区域を有する市町村と——これは具体的に言うと、旧市と城山町である。これは国土交通省大臣の指定があつて、首都圏の近郊地帯だから、そう指定がされている。城山町も相模原市もされている。区域区分を行っていないということは、線引きを行っていない市町村というのは旧3町のことである。そこが合併した場合、それぞれの都市計画区域をそのまま存続させることも考えられるとある。この表現をもって、この参考のところに表現した。これはいかがか。当時の担当者でなければわからないなら、確認したことを、午後、回答してもらっても結構である。

○古川都市計画課長　　今、小林委員から話があつた、そういう考え方のもとで、そういうことを意図した中で、この部分については掲載した。

○小林（正）委員　　これはいいとして掲載したということだから、市で検討したのか、具体的に都市計画法第7条に基づいて説明してほしい。

○古川都市計画課長　　これは法律がある中で、運用指針の中でこういう掲載があるということで、参考としてここに載せたが、実際に、線引き、都市計画の中で見直しを行っていくに当たっては、先ほど來說明している合併の趣旨でもある新市一体化のまちづくりを進めていく上で、3つを1つにして線引きを始め、都市計画を進めていくという考え方で、今、取り組んでいる。

○小林（正）委員　　今回の参考というのは、非常に参考にならない参考を挙げたという結論を私は持っている。何を言わんとするかは大体理解してもらえらると思うが、7条のところで説明してくださいと言った。近郊

整備地帯というのがあり、この中に入っている。そこと、平成15年通達になれば、線引きは選択制である。そういう趣旨で、参考に挙げたと思う。平成19年度の通達、ただし書きのところ、どう書いてあるか、私が読むと信用性がないかもしれないので、都市計画課長に、ただし書きのところを、同じだと言ったので、確認してもらいたい。

○古川都市計画課長　　都市計画法の運用指針の中では、まず、一つの都市計画区域と指定して、整備、開発、保全を行うことが望ましいということで第一義的にうたっているが、ただしというところを引用すると、「ただし、区域区分を行っていない都市計画区域に含まれる市町村が政令市と合併した場合や他の市町村と合併して政令市となった場合には、当該都市計画区域についても区域区分を行うことが必要となる点に留意が必要である。」というような言葉もある。都市計画法第7条の中には線引きのことがうたわれているが、まず、市街化区域とは、現に市街地を形成しているところ、あるいはおおむね10年以内に市街地が形成されるところ、市街化区域は市街化、市街化調整区域は抑制する、そういう中で、平成12年の法改正で線引きが選択制になった。その中で、ただし、首都圏整備法による近郊整備地帯あるいは政令市は線引きをするものとする、都市計画法の7条にうたっている。そういう中で、この運用指針も視野に置きながら、今、線引きの見直しを進めている。

○小林（正）委員　　今、視野に入れられては、住民の皆さんは、遅過ぎたという形になってしまう。当時の議会だから、ここで議論した時期は、要するに、平成16年7月30日のときに、市がやるべき課題は何だったのかを確認しなければいけないと思う。参考資料として線引き問題、はっきり言って、この参考は、単なる区域区分の数を論議している表現ではなく、線引きそのものである。そのことを理解していれば、少なくとも、都市計画法第7条第1号イのところ、旧相模原と旧城山は指定されているから当然なるが、指定されていないところと合併した場合、問題意識として、都市計画課においては検討しなければいけない。これが選択制なのか、必要性なのか、政令市とは別の次元である。そのときに、どういう議論がきちっとされたのか。議論がされていけば、この参考というのは出てこないはずである。その当時は選択制だったから挙げたと言うが、本会議で指

摘したように、政令市を視野に入れていたのだから、これは余計な参考資料どころか、有害な参考資料ということは今になって考えられないかということである。

○古川都市計画課長 土地利用の取り扱いの考え方については、運用指針に基づいて掲載しているが、この時点において、政令市あるいはまちづくりについて、どういう形、一体の都市とか、しかしながらという文面もあるが、そういうものは、新市において検討するという考え方の中で掲載したものと理解している。そういう中で、新市において、こういうものを総合的に勘案して、今回、津久井地域の線引きも含めて検討したということである。

○小林（正）委員 私の手元に、城山町で住民説明会をやったときのパンフレットがある。これは本会議でも指摘したが、35ページに、政令指定都市を視野に入れた新しいまちづくりにチャレンジしますと、はっきり記載している。私が勝手にメモした事項ではない。政令指定都市を視野に入れるということは、線引きも視野に入れる。これがなければ不可分一体の原則から論理的に矛盾してくる。どうして、この線引きだけをあえて参考資料で28ページに掲載して、線引き問題を1市2制度の中に解消して、あたかもそれが可能であるかのように、執行部の答弁は、1市2制度というのは緩和策で、旧市と旧城山町と旧3町が違う緩和策をとれば、それは1市2制度、こういう茶番な答弁は私は納得できないが、いかがか。

○田所都市建設局長 合併協議のときの話がいろいろ出たが、平成16年、私は合併を担当していたのでよく承知しているが、この当時の合併協議の状況を考えてみると、まず、合併できるかどうかということに非常に力が注がれていた。これは小林委員は特によく御存じだと思う。その中で、特にまちづくりの関係等々、まちづくり計画等をつくって、将来に向かった合併まちづくり計画というのはつくっているし、それぞれ協議の中では、線引きだけではなくて、約1,300項目の協議を行った。今、政令市という話もあったが、その当時の相模原市の状況は、まさに合併が可能なのか、合併できるのかという1点に集中して議論がなされていたと私は理解している。したがって、いろいろな話があるが、その当時の考え方

としては、恐らく、政令市を直接目指すというところまでは、まだ、議論が十分されていなかったと承知している。

それから、土地利用の扱いの考え方について、大きく2つのことが書いてあって、本来は1つの都市計画区域、これはまちづくりを進めていく上では、当然、1つの都市計画区域として、一体性をもって進めていくのが一番いいやり方だと理解しているし、恐らく、そこは異論はないことだろうと思う。しかしながら、その当時、合併問題が揺れに揺れていた状況の中で、あるいは最終的に1市4町が合併した段階では、3つの都市計画区域を持つことになるので、そのときには、必ずしもその段階で、すぐに1つの都市計画区域にしなくても、幾つかの都市計画区域を置いておくことも可能だということで、法律上もそのような解釈ができるので、そういった書き方をしていると理解している。当時、合併して、即、政令市というところまでの議論はなかったと考えている。

○小林（正）委員　要するに、政令市と、合併だから一体化という論点が、この線引き問題について、集約すれば、その2つに尽きると思う。当時、政令市は視野に入れていなかった、あるいは課題になっていなかった、合併そのものができるかに関心があったと言うが、線引き問題というのは、旧3町に対して最も影響を与えるものである。その問題を、意図的に参考資料を出すことによって、どういう作用を果たしたか。これはきょうの議論の中で、もっと煮詰めなければいけないと思っている。そういう中で、合併だから一体化は当然だと。だったら、合併決定事項の中にそういう表現をすればいいわけで、あえてそれをしないで、あたかも旧3町の皆さんにああいう表現をしたということは、やはり、行政の合併協議の中に欠陥あるいは瑕疵があったのではないかと考える。合併が可能かだけを議論していたわけではないし、各町の議会でも、津久井町の中島議員は、ちゃんと政令市のことに言及している。あるいは、地域できちんとした議論をする議員は、政令市の問題の是非のあり方は議論した。先ほど言ったページの中に、政令指定都市を視野に入れたまちづくりをするということが明らかに、政令指定都市という言葉をはっきり入れるのは、都市計画法7条の2号、前号に掲げるもののほか、大都市にかかわる都市計画については政令で定めるものということになると、選択制だったのが、今度

は義務的な線引き制度になる。だから今、直面しているのだろうと思う。そこで、あたかも急に政令市が浮上したと言うが、いつ具体的に政令市が浮上したのか。平成18年3月あるいは平成19年3月あるいは旧相模原市議会で推進の陳情があつて議決されたときなのか、時期をはっきり明示してもらえればと思う。

○宮崎副市長 政令市の関係は、その人その人で、いろいろ思いはあつたと思う。ただ、合併と政令市が直接、因果関係を持ったかという点、結果的にそういう部分もあると思うが、私は、そうは思っていない。市として正式に政令市を目指すことを明らかにしたのは、たしか平成19年3月議会、1月31日だつたと思うが、小川市長が議会の本会議で政令市を目指していくと発言したことが公の場では初めてだつたと考えている。

○小林（正）委員 今の答弁に対して、1点だけ指摘しておきたいことがある。時期の問題として、平成19年3月議会で市長が表明したということだが、3月10日、藤野町と城山と同じ月である。（「1月31日」と呼ぶ者あり）失礼。だけど、2カ月である。そのことを指摘しておきたい。

○阿部委員長 休憩する。

午後0時10分 休憩

午後1時09分 開議

○阿部委員長 再開する。

○小林（正）委員 先ほど副市長から、正式表明の日付が平成19年1月ということで、確認だが、平成18年6月議会で小川市長が正式表明したのではないかという記憶があるが、それは間違いか。

○野村政令指定都市推進課長 市議会3月定例会の施政方針の中で、平成22年政令指定都市移行を目指すことを表明した。これが対外的に公の表明だと認識している。

○小林（正）委員 6月議会で答弁があつたが、1市2制度とか凍結、留保、考えていないそうだが、検討の余地はないのか、再度、確認したい。

○古川都市計画課長 線引きにかかわる都市計画区域についてだが、合併の目的である広域的な行政運営あるいは効率的な市街地整備という観

点から、今回、3つの都市計画区域を1つにして、一体的なまちづくりを推進するという考え方で検討を進めているので、凍結、留保の考え方はない。

○小林（正）委員　　28ページの参考資料で先ほど指摘した区域の指定だが、このことを説明した以上、これは、単に数の問題ではなくて、線引き制度そのものを意味しているし、津久井町議会でも、助役から、そのように説明があった。多分、旧市の議会でも、このような説明あるいは解釈があったと思うが、こういう説明をしておきながら、合併の決定事項とは別に、合併だから、一体のまちづくりだから1市2制度はだめだとか、あるいは留保だとか、あるいは凍結は考えていないというのは、28ページのところを撤回するか、訂正するか、説明が間違っていたということをやった上でならまだしも、旧3町の住民の皆さんは、このことを放置したまま、線引きを前に進めることは容認できないと考えると思うが、いかがか。

○古川都市計画課長　　土地利用の取り扱いについて、参考として、考え方ということで提示し、この表現の中では、一体の都市として整備、開発、保全を行うことが望ましい。また、しかしながらということで、こういうことも考えられるという表現をしている。そういう中で、今回は、1つの都市計画として、一体の都市として整備することが望ましいという考え方のもとで進めている。

○小林（正）委員　　この点については、これ以上議論してもしようがないと思うが、これはきちんと、今後とも住民の皆さんに説明する責任があると考えている。

いずれにしろ、もう考えはないということで、それは執行部の考え方だが、それに納得しているわけではないということ、異議をとどめておきたいと思う。

加山市長が選挙で政令市問題について公約を掲げて当選したのは、私も承知している。ただ、線引き問題については何も公約を掲げていないし、このことについては市民から支持されているわけではない。線引き問題は、合併決定事項がある以上——これはないわけではなく、今でもずっとあると思う——拘束されると考えるが、どのように考えているのか。

○古川都市計画課長　　都市計画区域の統合については、基本的にこの中では、新市において検討するという事で、具体的に実施時期等を明言しているわけではないので、今回は、決定協議事項に反しているというか、それに沿った形で進めているものと理解している。

○小林（正）委員　　ここで質問してもしょうがないかもしれないが、先ほどから執行部は、新市一体のまちづくりだから、線引きは当然だという考えのようだが、そうであるなら、新市一体のまちづくりを目指すために、3つの都市計画区域の統合を3年以内に検討します、このように合併決定事項にしておけば、何ら問題ない。私は先ほど鳥栖市の例を具体的に指摘した。鳥栖市にできたことが何で旧市にできなかったのか、その辺の事情について具体的に伺いたい。内部でそういった検討さえもしなかったのか。先ほどの局長の話だと、合併に関心がいていた。そういう議論よりも、住民の視点に立てば、その後の説明がなかったという気持ちが強いのではないかと思うし、線引きがこういうふうな急激にあるなら、合併そのものもどうだったのかわからないという状況だと思うが、なぜ、線引きをきちんと提案しなかったのか。線引きが選択制の鳥栖市でも、ちゃんと提案できている。まして政令市を視野に入れる考え方あるいは首都圏の自治体として、線引きの問題、あるいは合併だから一体のまちづくりであるとするならば、政令市は抜きにしても、線引きをきちんと提起するのが行政のあるべき姿ではなかったかと思うが、今考えてもどうなのか。

○高部まちづくり計画部長　　当時、私はそこにいなかったもので推測だが、平成20年を目途に進めていたので、線引き自体がこの時期では無理だという判断で、実施時期については新市で検討してもらおうということで、詳細な記述とか議論がなかったと承知している。

○小林（正）委員　　具体的な合併決定事項に言及したいが、内容は皆さん御存じのとおり、「土地利用の取扱いについては、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、」これが目的である「現行のまま新市に引き継ぎ、」これは履行されている「合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討するものとする。」このような決定事項だった。そこで、目的の表現だが、「土地利用の規制の急激な変化を避けるため」とはどういうことなのかということ素直な解釈をしなければいけない。しかも手段は、住民の意向

を踏まえた中で検討ということだから、どういうわけか知らないが、1つの自治体として一体的なまちづくりだけを強調して、政令市を片隅に置いたような表現をしているが、この辺が非常に不可解だと思う。それを前提にして、急激な変化を避けることについて、解釈して質問したいが、急激な変化を避けるというのは、辞書を引くまでもなく、急激という言葉は、変化や行動などが急で激しいさま、にわかで激しいことである。そう踏まえると、急というのは特急の急でもあるが、急ぐわけである。流れが早いさまとか、前ぶれもなく物事が起こるさま、急ぐこと、あるいは出し抜けということの意味している。ということは、急いでやらないこと、何を、線引きを。時間をかけてやること、何を、線引きを。一定期間の猶予を持って取り組むこと、何を、線引きをということになるが、こういう解釈は間違っているのか確認したい。

○古川都市計画課長 土地利用の規制の急激な変化、これは線引きした場合、土地利用に規制あるいは誘導するための法的な規制がいろいろかかる。線引きを行うと、土地利用に急激な変化が生じる中で、市としては、こういう変化に対応できるような、いろいろな策を講じて進めていきたいということで、急激な変化ということについては、線引きを考えた中で、この表現がなされているのではないかと考えている。

○小林（正）委員 そのように説明するが、先ほど指摘したように、28ページには、参考資料として、1市2制度のことを言及してある。しかも、津久井町の助役は、ちゃんとそういった制度を説明している。そうすると、単に緩和策が急激な変化を避けるための手段ではない。1市2制度、要するに、合併後も旧3町は選択的にその制度を凍結とか留保する、このことが、そこでうたわれている中身である。お金の面で幾らかの期間限定付きの緩和策をすることは、急激な変化を避けるという言葉の中には入ってなかったはずである。なぜなら、28ページの説明で、1市2制度が可能かのような参考資料として出ているわけだから、そのことそのものが線引きをしないことも視野の中に入っていると解釈するのが、流れとしては当たり前のことではないかと思う。今、課長は、規制の中身そのものを緩和すれば、あるいは期間限定で5年とか何年かやれば、それが急激な変化を避けると言うが、では具体的に、課長が今から旧3町に入っていっ

で、この説明がまかり通るのか。それをきちんと検証してもらうことが課題になるだろうと思う。急激な変化を避けるというのは、単にお金の問題、規制そのものではなくて、線引きそのものが登場するかしないかが、急激な変化を避ける、線引きを避けるということである。それをあたかも、お金の面で緩和策をすることが規制緩和策だというような解釈は、少なくとも28ページの参考資料を見る限り、あるいは説明会で行われたことを確認する限り、言えないと思うが、いかがか。

○古川都市計画課長　ここに掲げている参考ということは、基本的に、第一義的には、1つの都市計画区域とすることが望ましい。しかしながら、こういうことも考えられるという中で、この中に掲げている。市においては、望ましい姿を実行していくという考え方で進め、今現在、検討している。

○小林（正）委員　その点については、課長は何回も同じことを言っている。ただ、19年度の都市計画運用指針のただし書きの中に、区域区分を行っていない云々ということ、これは線引きのことを言っているので、これをいかに参考資料として取り上げても、それは確かに、分断しようと思えば、15年当時はそのことは言及していない。だけど、この意味は、あくまでも19年度の指針によって、線引き問題であることが明らかである。事実、説明をしているということを指摘しておく。

時期の問題で、副市長は今回の本会議で、線引きの時期を詳細に決めていないから違反ではない、このことが明確に断言された。そこで、線引きは、上記決定事項、急いでやらない、時間をかけてやる、一定の猶予期間をもって検討する。そして、当時の担当者から、今回の線引きは無理で、10年後の課題という説明があった。決定事項と説明をしている。そういうことによって、線引きの実施時期を10年後と詳細に説明したことは明らかだと思う。急激な変化を避ける、そのことは10年後の線引きとなって、線引きの検討時期を詳細に10年後以降と決めたことになる。検討時期を10年後の検討課題としたことになると思うが、いかがか。

○古川都市計画課長　合併協議会の中での発言についてだが、この10年というのは、スケジュールの中で、例えばそういうことも想定できるということで話をしたということで、当時の段階においては、県からも具

体的な方針、あるいは線引きは19年度、20年度という方向——決定ではないが、そういう考え方を示された中での発言と考えているので、10年というスパンの中で、10年後にやるという形での発言ではないと認識している。

○小林（正）委員　実施時期については、確かに詳細に決められていない、これは事実である。その年月日までは決めていないが、検討時期を10年後の課題として説明しているということは、線引き実施の時期は検討後である。当然、論理的に、検討して線引きをする、これは当たり前のことである。検討しないで線引きすることはあり得ないから、検討時期については10年後の課題ということで、具体的に、個人的な見解か、あるいは担当者の客観的な当時の考え方だったかもしれないが、検討時期については、少なくとも、今回は無理でも、次回あるいは次々回という表現をしているということは明らかだと思う。検討時期をそう考えているということは、線引きがそれ以降になるということも明らかだから、線引きの時期を詳細に決めていないから、いつでもやっていい、フリーハンドだ、あるいは全くそういうことは言及していないから、全く自由な手として、フリーハンドとしてやっていいという論理は、住民は納得しないし、私自身も論理的におかしいと思うが、いかがか。

○古川都市計画課長　合併の協議事項の中では、具体的に実施時期等は明記されていない。いつでもやっていいという話だが、今回、総合計画あるいは都市計画マスタープランが同時にスタートする、それとあわせて、この線引きを進めることが、やはり、旧市の早期まちづくりの実現につながる。凍結あるいは留保、そういう形で考えていくと、津久井地域のまちづくりがおくれていくことも考えられる。新しい計画がスタートするこの時期に、一斉にこういうことをやっていくことが、横の連携を図りながら進めていくこともあるので、早期にまちづくりの実現につながると判断して、線引きについては、昨年あるいはことし、これも含めて、地域の方に話をして進めていきたいと考えている。

○小林（正）委員　市長も言及していたが、まちづくりのために、それが地域住民の幸せになるという説明だが、要するに、公園とか下水道とか道路をつくるためにこの線引きをする、都市計画税ではないが、そうい

う説明をするが、旧3町では、山全体、町全体が公園、ある意味、自然公園である。下水道については、分担金方式で解決していて、何ら問題ない。道路についても、広域道路と圏央道があれば、そんなに幹線道路は必要ない。そういうことだと、今さら線引きなんてなくても、あそこの環境あるいは都市基盤は、ほぼ整備されているような状態にある。もちろんそうでない意見もあるが、そこで問題あるいは議論は、旧3町の皆さん方が、今回、凍結を求めて陳情を出している。そういうことよりも現状維持がいいということを選択した場合、それが住民の意向となるが、幾ら行政が押しつけても、あるいは口酸っぱく言っても、いや、今のままがいいという選択をした場合は、政治課題として直面する。そのときどうするかという議論もここでしておかなければいけないが、そういう状況になったとき、住民の意向を踏まえるということがある以上は、それに従っていく。住民というのは、市全体の72万の人口ではない。旧3町の当該の住民ということになるから、これは当然、議論として、どちらを尊重すべきかは、合併決定事項がある以上、論理的にそちらを尊重すべきだとなるが、この点についてどう考えているか。

○高部まちづくり計画部長　私どもとしては、今回の線引きの考え方とか、いろいろな対応策といったものを、まず、皆様に説明したいと思っている。今の話では、まちづくりのいろいろな提言の中では、例えば土地利用をするのに、まだ道路が未整備とか、相模湖で言えば、駅前の活性化を図りたいとか、いろいろな要望もあるので、私どもは、そういったものを受けながら、今後のまちづくりにつなげていかなければならないと考えており、そういう意味では、まずはそういったところを説明するのが第一だと思っている。

○小林（正）委員　今答弁があったように、ぜひ、説明はやってもらいたい。実施時期を決定しているわけで、それで説明になるのか。これを一般的に俗な言葉で言えば、巷間では、押しつけだと言う場合が多いと思う。そこで、この線引き問題を1回、留保あるいは凍結あるいは棚上げして、再度、真摯に住民と向かい合って、本当の意味で、先ほど言った説明の場を提供してもらいたい。実施時期は1年おくれようと、そんなことは問題でない。住民の皆さんは、先祖代々からの土地を今後とも未来永劫

にわたって、求めているのは期間限定の緩和策ではない。これは一生あるいは今後2代、3代、孫子の代まで続くもので、今、駅前の環境と言ったが、まさか小田急相模原みたいに再開発されるという意味ではないと思う。そういうことを含めて、あるべき姿として、きちんと旧3町の皆さんと線引き問題を含めた町のあり方を説明することが最優先課題で、線引きありきでやれば必ず誤解が生じると思うが、この点、1回棚上げにして、線引きそのものが都市計画法上の位置づけとしてあることは私も自覚しているし、都会では当然のごとくやっていることも自覚している一人だが、それをあえて、ここで説明に入るといふ言葉を使ったので、そこにこだわって、これは真摯な気持ちで、再度、白紙の状態で臨んでもらうことが行政不信に対する解消策だと思うが、いかがか。

○田所都市建設局長　　昨年10月から制度の説明をした。私ども、その中でいろいろな意見をもらっており、そういった意見に対して、土地利用の規制の急激な変化を避けるとか、そういったことを踏まえて、地域の方々の要望を聞いた中で、今、進めようとしている。きょう、いろいろなお尋ねがあって、支援策あるいは開発許可制度の運用方法等々について答えているが、これらについては、まだ市民への説明等は行われていない。とりあえず、私どもとしては、それらをよく説明した中で、線引きについては、今、一応、平成22年3月末を目標にしているが、それに向かって、きめ細かく説明等はしたいと考えている。

○小林（正）委員　　一応の目標と言ったが、そうすると、住民の意向によっては、変更はあり得るといふことか。

○田所都市建設局長　　私どもとしては、一応、平成22年3月を目標として、神奈川県においても、線引き制度自体は神奈川県全体で取り組みをしており、県決定の案件でもある。そういう中で、今、神奈川県は大きく2つに分けて線引きを進めようとしており、一般市については21年3月末、横浜市と相模原市については、津久井地域が初めての線引きという状況がある中で、今の目標は22年3月末ということで、その目標に向かっている。

○小林（正）委員　　あくまでも説明という認識があれば、当然、説明の仕方も変わってくるし、住民の反応も違う、これは当然のことだと思う

が、本当に押しつけではない説明会をきちんとするかが課題だろうと思う。言葉としては、一応の目標という表現で時期を明示しているが、時期を明示しても、必ずしも時期にこだわる必要はないと思う。時期についても、柔軟な対応、この時期を延ばしていけば、実態上、留保あるいは凍結に近い状態もつukれないわけではないと考えられるが、この辺の考え方についてはどうか。

○田所都市建設局長　私、冒頭、一応と言ったが、基本的に今の流れの中では、22年3月という目標を持っている。それから、こういった仕事を進めていく中で、合併協議の際もそうだが、やはり目標を決めておくことが大事だと思っているので、現在のところ、考え方としては、あくまでも平成22年3月末の告示を目標として進めている。

○宮崎副市長　22年3月という線引きの時期が、目的みたいになっているように理解されているのではないかと心配している。「計画なきところに予算なき」という言葉もあるし、やはり、これからは透明性とか計画性、効率性、合理性を持って、まちづくりをしていかなければいけない。今回、市長が言ったように、秩序あるまちづくり、環境の保全と集落の維持、津久井地域の活性化をするためには、そういう意思でいるが、やはり、ちゃんとした計画にのっとしてやっていく。それにはお金もかかる、応分の負担はもらいたいと言っている。行政が何でも好き勝手にやるなら、計画も何もなくていいだろうが、そういう社会ではないと思っている。

○小林（正）委員　計画にのっとしてやる、これは当たり前のことである。ただ、その中に、合併協議の決定事項があることが一つネックになっているのも、また事実である。ちゃんと合併した後、1つのまちづくり、一体となって頑張る、こういう意思がないということはないが、旧3町の皆さんも、合併を選択したので、相模原市に対していろいろな要望もあるだろうし、一緒にまちづくりをしていこうという気持ちはある。そのこと自体を否定するつもりはない。ただ、急激な変化を避けるとか、そういった形の約束事がある以上は、これにのっとして慎重に、アンケートを始め、あるいは制度そのものの説明はもちろん、本来なら、こういった陳情が出てこなくても済むように対応を考えていけば、むしろ、合併決定事項について、1市2制度、市で説明していたし、協議会で説明していた

ので、当然、こういった制度が降ってわいたように、中国と台湾の1市2制度ではない。これは都市計画上の制度で、選択制の問題だから、そこにこだわって、心配でたまらない。その解消策を、行政ではこのまま行ってしまう、だから、議会の皆さん、この審議をしてください、約束事項に戻って、これを議会として判断してください。執行部が今行っていることに対して、議会として、果たしてそれが妥当性があるのか、合理性があるのか、論理性があるのか、道義性があるのか、その判断を求められて、今、我々は審議しているし、少なくとも、旧3町の皆さんに対して、この合併決定事項がどのようなことを意味しているかといったら、今、相模原市がやろうとしている状況と違う説明があったし、現実的に、そのように解釈していた。そうすると、その解釈の違い、理解の仕方の違いから解きほぐしていかなければ、この問題の解決の糸口は、すれ違いのままになってしまうと私は危惧するし、そのためには、ここで一たん冷静になって、白紙の状態の説明会に臨む、あるいはこの時点でアンケートをやっていく、そのような考えを持っているのか、再度お尋ねしたい。

○宮崎副市長 7月から9月に素案を示して、説明会をする予定である。その際には、可能な限り、誠実に理解してもらえるように説明していきたいと考えている。また、意見についても、十分に配慮、検討する考えである。

○小林（正）委員 その説明は、ぜひやってもらうようにお願いしたいが、住民の意向をその説明会に、これは線引きだから相当関心があると思うが、住民の皆さんが率直な意見として出すには、やはり、アンケートとか、パブコメとか、地域限定のそういったものも検討してしかるべきではないかと思うが、いかがか。

○高部まちづくり計画部長 今回の線引きについては、法的には、都市計画法の中で、縦覧とか、そういう一定の手続が定められているが、それではなかなか不十分だということで、私どもも昨年10月から12月にかけて、都市計画の制度の説明をし、今回も7月から9月にかけて、素案の説明会ということで、素案だけではなくて、いろいろな対応策あるいは都市計画の考え方の説明をしたいと思っている。そういう中で、できるだけ可能な限り、市民の皆様の意見を聞きながら進めていきたいと思ってい

る。

○小林（正）委員　　少なくとも、この陳情にあるように、旧3町の皆さんは、1市2制度を前提とした線引きそのものの凍結と留保を求めている、これは紛れもない事実なので、これについて、今後、単にお金の問題で緩和策という認識ではなくて、1市2制度を参考資料として旧相模原市でも挙げているし、旧津久井町でもはっきり説明しているし、そういったことを含めて、当然、そういうことは旧3町の住民にも行き渡っているから、「1市2制度」という言葉が出てくる。だれかがつくった造語ではない、中国と台湾から来たような言葉ではない。あくまでも、この発端は合併協議の決定事項にあるということを十分認識してもらって、そのことを念頭に置いて、今後の行政運営に当たってもらいたいことを要望する。

○山岸委員　　市長も本会議で、格差のない一体的なまちづくりを進めるために都市計画を統合するという決意も述べている。7月から9月にかけて地域説明会が行われ、その中で、素案は地域の意向に十分配慮したものにする。素案をたたき台にして、地域の意見を十分取り入れていくという柔軟な姿勢も持っているわけだし、さらに激変緩和措置、たくさんあるが、まだ詰め切れていない。そういう中で、激変緩和措置も、なるべく地域住民の意向に配慮したものにしていきたいということもけさから何度も言っていて、これ以上議論してもしようがないので、きょうのところは、この陳情の取り扱いを、採決するのか、あるいは、まだこれから素案を検討したり、さらに検討する余地があるから継続審査にするか、どちらかだと思ふ。私はどちらかというと、もう意見は出尽くしているので、むしろ、激変緩和措置なり、あるいは素案に対する地元の意向がどれだけ酌み取られるか、そういった経過等も見きわめる必要がある観点から、きょうのところは継続審査にすべきだと思っている。

○阿部委員長　　ただいま山岸委員から、陳情の取り扱いについて、継続審査にという発言があったが、この件に関して意見があるか。

○二木委員　　私も、今、副市長の答弁にもあったように、9月まで素案説明会が行われる。緩和策も含めた中で、地域の皆様に丁寧な説明と合意形成がどう図られていくのか、この部分は大変重要になってくる、大きな問題だと認識している。そういう意味では、9月の説明会が終わるまで